

# 子ども・子育て支援新制度について (幼稚園関係者向け)

平成25年5月

文 部 科 学 省

# 子ども・子育て支援の新制度について

## I 基本的な考え方(ポイント)

### ■ 子ども・子育て関連3法の趣旨

- 自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的確認の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

### ■ 基本的な方向性

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
  - \* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
  - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）

### ■ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

#### ○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

#### ○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要）

#### ○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

#### ○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（子ども・子育て会議）
- ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務

## II 給付・事業

### ○ 子ども・子育て支援給付

- ・ 施設型給付 = 認定こども園、幼稚園、保育所
- ・ 地域型保育給付 = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等
- ・ 児童手当

### ○ 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等
- ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等

## III 認可制度の改善

### ○ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入

- ・ 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ・ その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする

### ○ 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする

# 認定こども園法の改正について

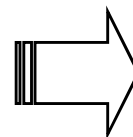
- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - 消費税を含む安定的な財源を確保

## 〔類型〕

## 《現行制度》

## 《改正後》

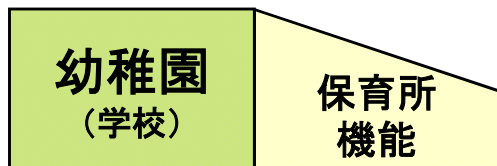
**幼保連携型**  
(594件)



**幼保連携型認定こども園**  
(学校及び児童福祉施設)

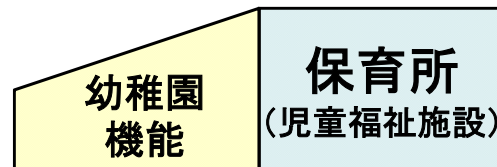
- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり）

**幼稚園型**  
(317件)

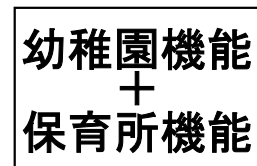


- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- 「保育所型」と「地方裁量型」については、従前と同様に、
  - ・ 株式会社の参入が可能
  - ・ 学校としての法令上の位置づけがない

**保育所型**  
(155件)



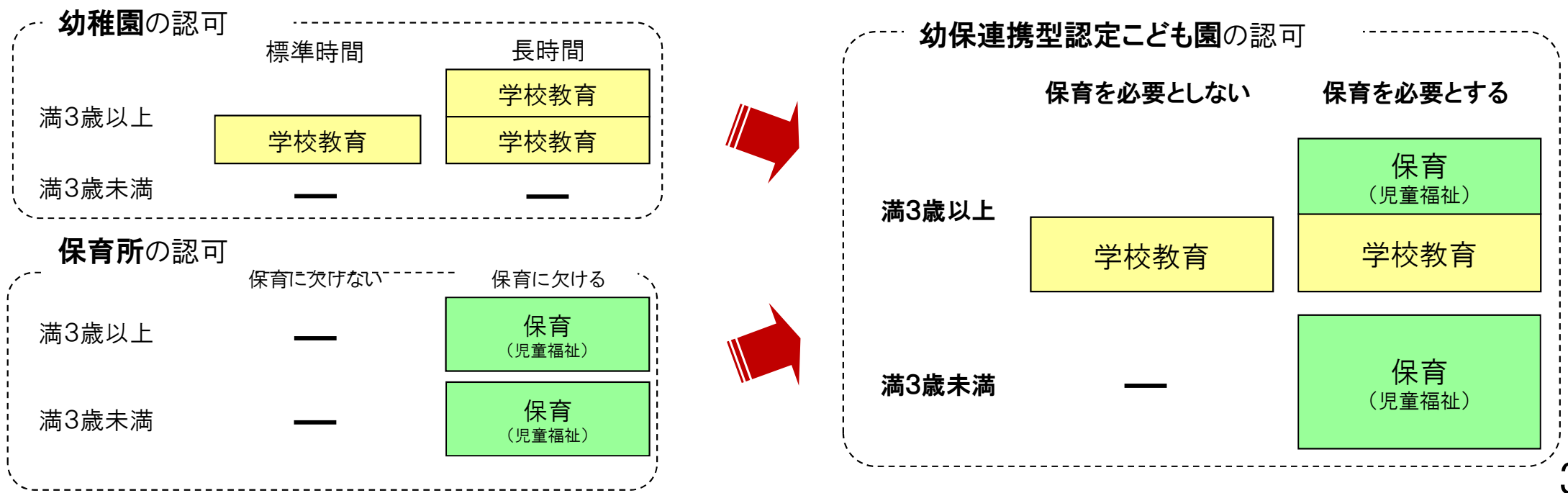
**地方裁量型**  
(33件)



※設置主体制限なし  
(認定こども園の合計件数は1,099件(平成25年4月時点))

# 新たな幼保連携型認定こども園

- 単一の施設として、学校教育・保育及び保護者に対する子育て支援を一体的に提供。
  - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け<sup>(※)</sup>、標準的な教育時間の学校教育を提供。  
満3歳以上児のうち保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
  - イ 保育を必要とする満3歳未満児には、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
- ※ 満3歳未満児、保育を必要としない満3歳以上児などの受入義務はなく、上記ア・イの範囲内で、設置者の判断により個々の幼保連携型認定こども園で受け入れる子どもの範囲を設定可。満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の各法体系において、「学校」、「児童福祉施設」及び「第2種社会福祉事業」として位置付け。
  - ・ 幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う「学校」であることを明確にする。
  - ・ 小学校就学前の学校として、「小学校教育との円滑な接続」が必要であることについて明確にする。
- 設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人。（既存の附則6条園の設置者に関する経過措置あり。また、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。）



# 新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※ 学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※ 職員配置基準（学級編制基準）の引上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭 <sup>(※)</sup> 、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則（経過措置あり）



(続き)

公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園・保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

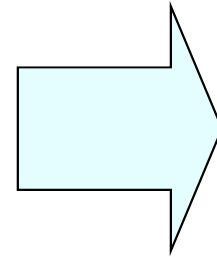
(主な経過措置等)

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。

# 現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

## <現行制度>

	現行の幼保連携型 認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置 主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等 権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者:都道府県知事(又は教育委員会)
指導 監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、 事業停止命令、認可の取消 【認定こども園】認定の取消
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政 措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
利用者 負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)



## <新制度>

	新たな幼保連携型 認定こども園
	認定こども園法
	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり) ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、 閉鎖命令、認可の取消
	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準
	施設型給付(市町村)が基本
	市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能

## 教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

### 学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

### 認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設  
両方の性格



## (参考1) 関係条文

### ◎教育基本法

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

### ◎学校教育法

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

## (参考2) 子ども・子育て関連3法の公布について(平成24年8月31日3府省局長連名通知) ー関係部分抜粋ー

### 第2 認定こども園法一部改正法関係

#### 3. 幼保連携型認定こども園

##### (1) 施設の定義(第2条関係)

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子ども(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。)に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうこととしたこと。(第2条第7項関係)

なお、幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定の多くが適用できないことから、学校教育法の適用される「学校」の範囲を定める学校教育法第1条は改正せず、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下単に「認定こども園法」という。)において教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」である旨明らかにしている。

### 第3 整備法関係

##### (2) 改正後の幼保連携型認定こども園に関する事項

次の方針に従い、i)及びii)の関係法律の整備を行ったこと。

①「幼保連携型認定こども園」は、教育基本法に基づく「学校」……に位置づけられることとしたことに伴い、各種法律において単に「学校」……と規定されている場合は、特段の改正をすることなく、ここに「幼保連携型認定こども園」が含まれることになること。(略)

子ども・子育て支援法  
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援  
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、  
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を  
担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

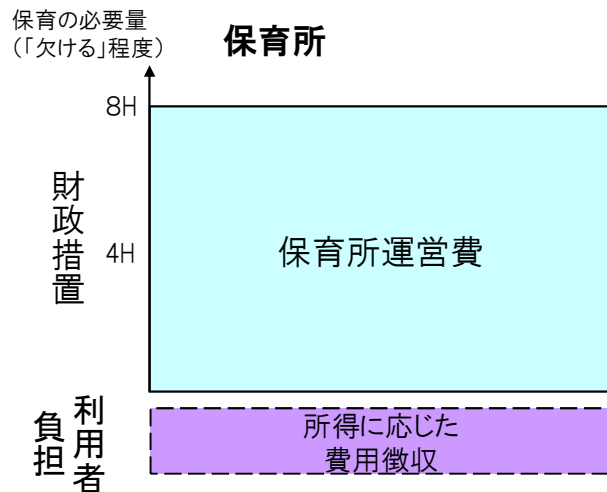
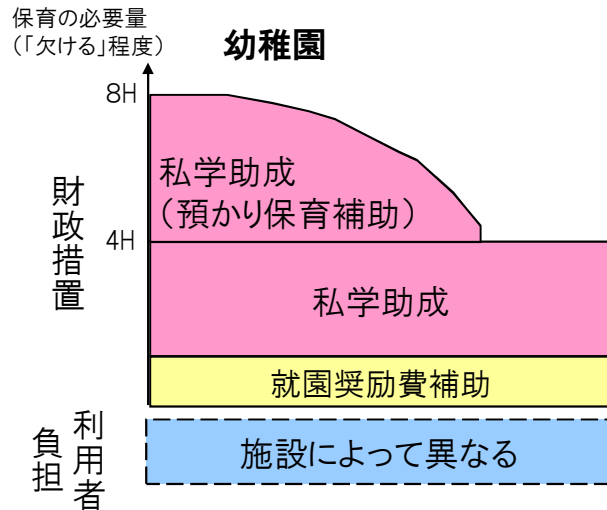
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

# 施設型給付の創設

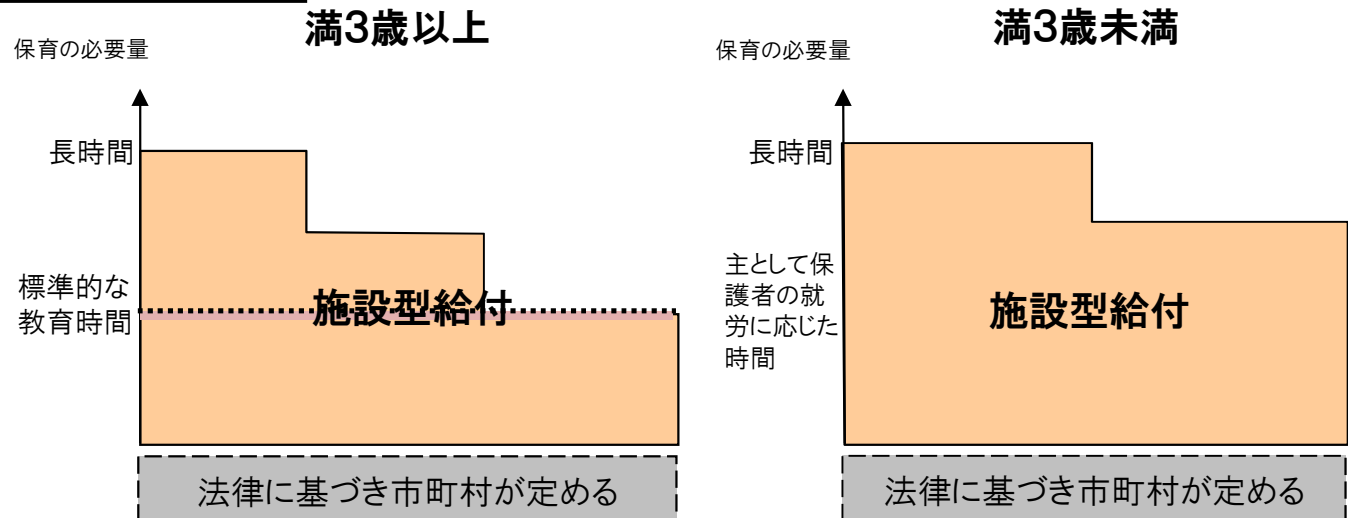
- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
  - ア 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
  - イ 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 施設型給付については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な給付の水準を国が定める(公定価格)。利用者負担については、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。ただし、一定の要件の下で、施設が実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収を定めることも可能とする。

## 現行制度

(私立施設の場合の財政措置)



## 新たな制度



- 給付に係る財政措置(給付費)のは次のとおり。
  - 私立施設・・・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
  - 公立施設・・・市町村10/10(地方交付税措置による一般財源)
- 私立保育所は、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払い。
- 施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続。

※従前の国・地方からの円滑な移行が可能となるよう、学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等については経過措置がある。

※上記のほか、特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
子育て支援

## 需要の調査・把握

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

## 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者

地域型保育給付の  
= 対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育事業

放課後児童  
クラブ

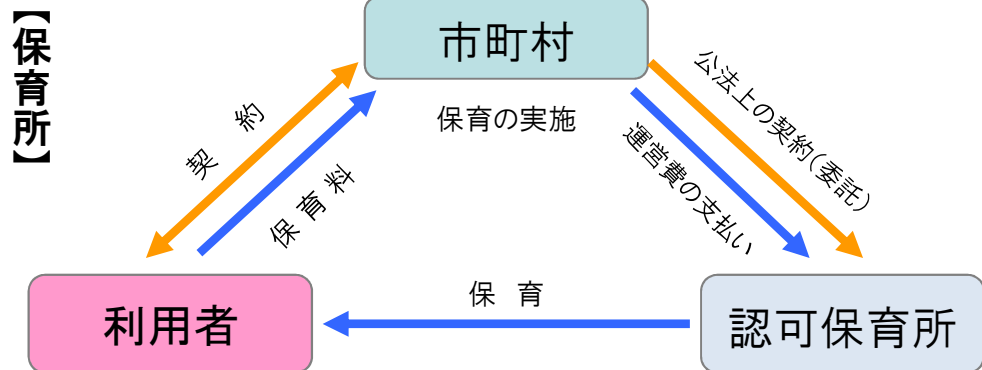
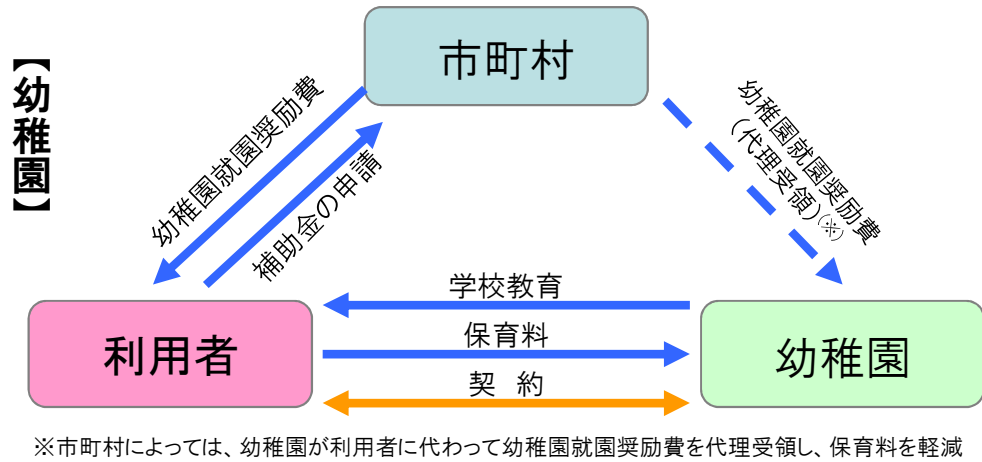
※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

# 施設型給付の利用手続きと市町村の関与

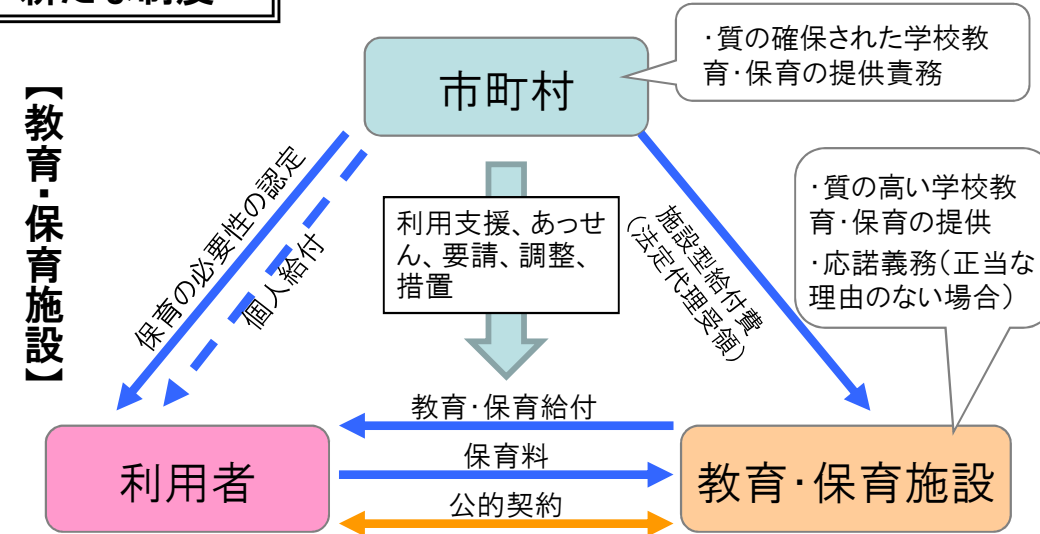
- 市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」(有無、事由、必要量の区分、優先利用等)を認定する。
- 施設型給付は、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、保護者に代わって教育・保育施設が受領する(法定代理受領)。(保育料等は施設が利用者から徴収。ただし、私立保育所は市町村が徴収)
- 認定を受けた子どもについては、市町村の関与(あつせん、要請等)の下、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。(ただし、私立保育所は保護者と市町村の契約)
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準(※)に基づき選考を行う。

※ 保育の必要性のある子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。  
 保育の必要性のない子どもについては、施設の設置者が定める選考方法に基づき選考することを基本とする。

## 現行制度



## 新たな制度



- 上記の整理は、地域型保育給付も共通。
- 適切な施設・事業の利用のための市町村の関与は、おおむね次のとおり。
- 【保育の必要性のない子ども】
  - ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者が施設を選択し、申し込むのが基本。
  - ・特別な支援が必要な子どもは、市町村が利用可能な施設・事業者をあつせん。
- 【保育の必要性がある子ども】
  - ・市町村は情報提供・相談を行い、保護者は市町村に利用を申込み。(私立保育所は保護者と市町村の契約)
  - ・基本的に市町村が利用調整の上、利用可能な施設・事業者をあつせん・要請、著しく保育の利用困難な場合は、市町村による措置入所

# 地域型保育給付の創設

## 基本的な制度設計

- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
  - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
  - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
  - ◇ 居宅訪問型保育
  - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
  
- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。
  
- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。
  
- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。
  
- ※ 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。
  - 3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、認定こども園等や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討



# 本制度における利用者負担について

## 本制度における利用者負担の基本的考え方

- 本制度における利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

※ただし、市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、給付単価を超える額を設定することはできない。

※実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。

- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

## 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
  - ・ 利用者支援
  - ・ 地域子育て支援拠点事業
  - ・ 一時預かり
  - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
  - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
  - ・ ファミリー・サポート・センター事業
  - ・ 子育て短期支援事業
  - ・ 延長保育事業
  - ・ 病児・病後児保育事業
  - ・ 放課後児童クラブ
  - ・ 妊婦健診
  - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 国の所管及び組織体制について

- 「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 認定こども園については、学校、児童福祉施設を所管する観点から、文部科学省・厚生労働省も共管するが、制度全体としては内閣府が所管する。  
その上で、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、認定こども園に関する一元的な窓口を設け、全ての類型を通じた給付や幼保連携の強化・推進を担う。
- 子ども・子育て支援法の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（子ども・子育て支援法附則第2条第4項）。

# 安定財源の確保

## ■ 消費税の使い途を子育てにも拡大

→ 国分の消費税収の使い途を、現在の高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大。

■ 消費税率5%引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち、0.7兆円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源に。

## ■ 子ども・子育て支援の充実のための0.7兆円程度の内訳

→ 保育等の量の拡充(最優先課題である待機児童解消等)、質の改善(職員配置の改善・処遇改善等)に充当。

○ 具体的な充当方法については、今後、内閣府の「子ども・子育て会議」(平成25年4月設置)などにおける議論を踏まえ検討。

## ■ 0.7兆円程度以外の0.3兆円超程度の確保の課題

→ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要。  
今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題。

○ 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分) (抄)

(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

○ 子ども・子育て支援法(抄)

附 則

(財源の確保)

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

# 本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

国で実施 → 自治体で実施

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
主な動き(想定)			4月 消費税8%引き上げ(注1) 保育緊急確保事業実施	本格施行(注2) 10月 消費税10%に引き上げ(注1)
基本指針・事業計画		会議等での検討 市町村・都道府県事業計画の検討		
認可基準(幼保連携型認定こども園)・確認基準		会議等での検討	条例の検討	認可・確認事務
保育の必要性の認定基準		会議等での検討		認定事務
公定価格	実態調査	実態調査、会議等での検討	骨格の提示	利用者負担の設定
市町村事業		会議等での検討	条例(注3)の検討	届出受理・事業実施準備
幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)		関係審議会等での検討	ガイドライン等の策定	認定こども園職員に対する研修等
保育緊急確保事業		対象事業、要綱等の検討		保育緊急確保事業の実施
実施体制	子ども・子育て支援新制度施行準備室(内閣府)	自治体において準備組織を設置		子ども・子育て本部(内閣府) 一元の実施体制を整備

子ども・子育て会議設置

地方版も  
順次設置

(注1) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。  
 (注2) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。  
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

# 幼稚園からみた新制度



# 新制度における私立幼稚園の選択肢

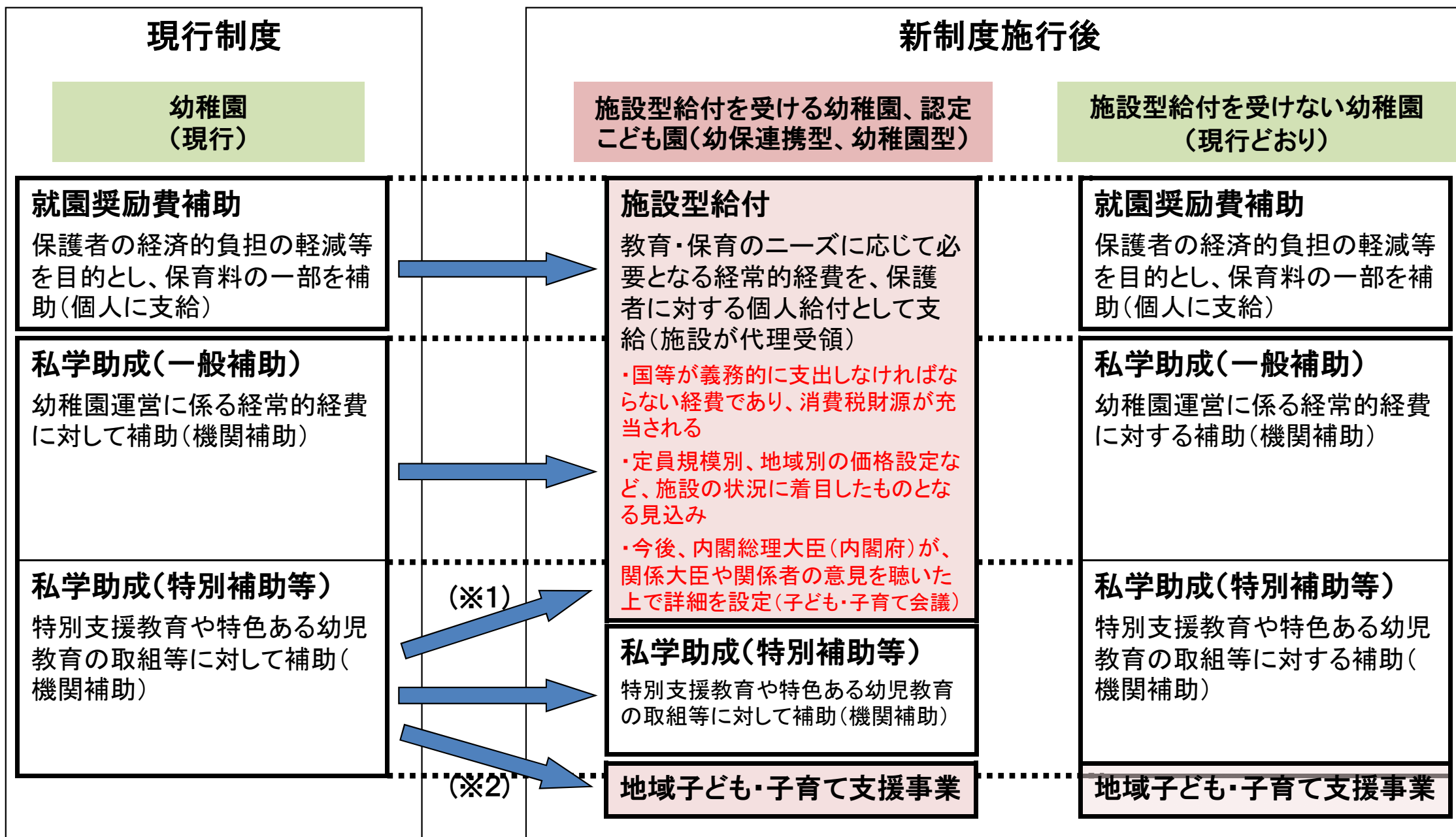
		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育と保育を提供する機関(幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け</li> <li>○幼稚園型(幼稚園型) :保育機能を認定</li> <li>○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督</li> <li>○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「保育の必要性」の認定を受けた利用者: 「保育時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○その他の利用者: 「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○私学助成(特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応諾義務 * 定員を超えた場合は、選考可</li> <li>○公定価格 * 一定の要件の下で上乗せ徴収可</li> </ul>
	「施設型給付」を受ける幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育を提供する機関</li> <li>○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「給付の支給対象施設」として、市町村が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○私学助成(特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>	
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育を提供する機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私学助成(一般補助・特別補助)</li> <li>○幼稚園就園奨励費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建学の精神に基づく選考</li> <li>○価格は設置者が設定</li> </ul>

※<sup>1</sup> 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

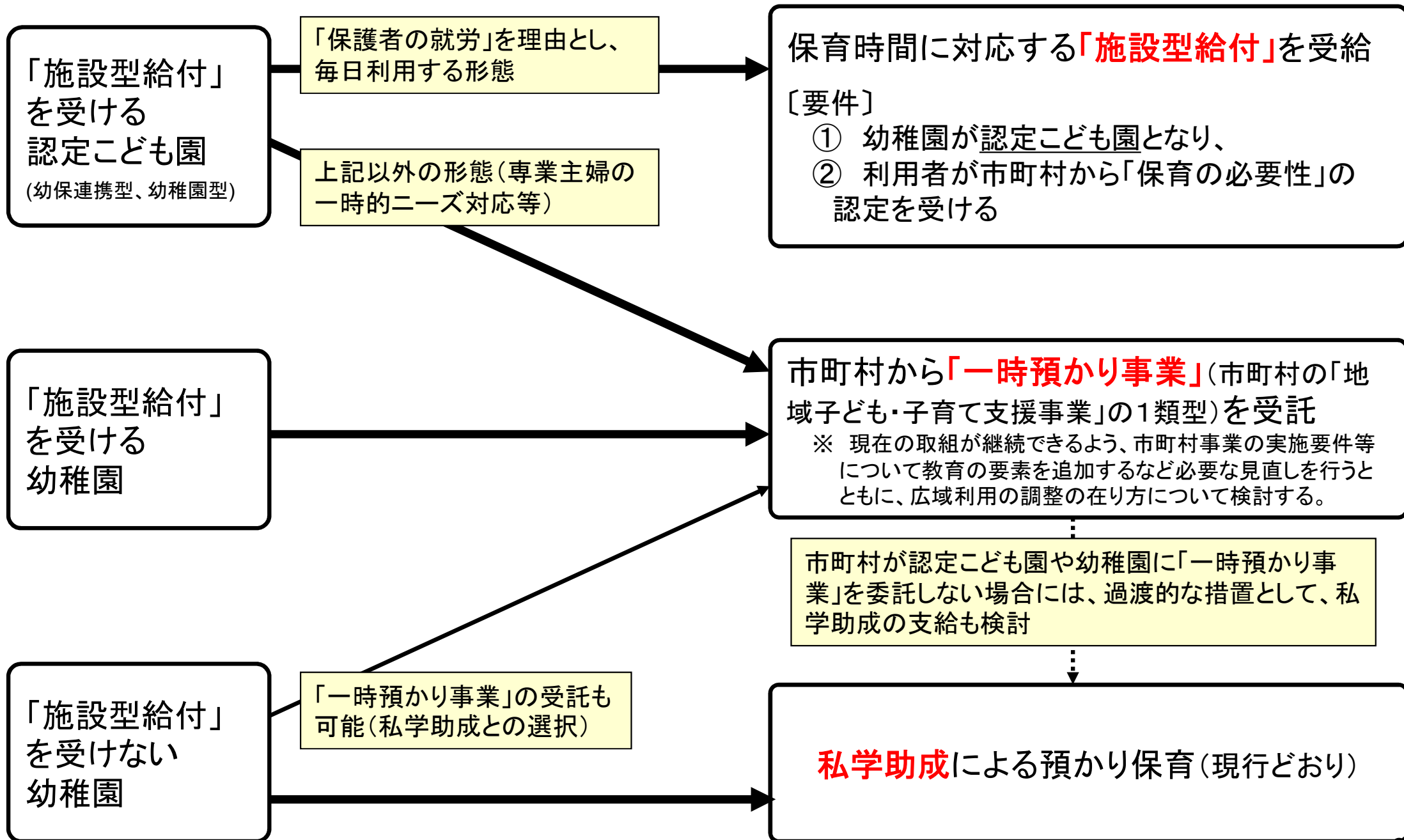
※<sup>2</sup> 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※<sup>3</sup> 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。預かり保育の取扱いについては、20頁を参照。

# 新制度における私立幼稚園・幼保連携型認定こども園に対する財政措置



# 幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



# 認定こども園に対する財政措置の概要

## 現行制度

## 新制度施行後

### 幼保連携型認定こども園

#### 運営費

幼稚園：私学助成（一般補助：園児一人当たり 国 22,642円/年＋都道府県149,400円/年（交付税単価・標準団体規模））

保育所：国1/2補助（保育所運営費）、県1/4・市町村1/4補助

#### 施設整備費

幼稚園：国1/3補助（条件を満たす場合 1/2補助）（私立学校施設整備費補助）  
国1/2補助（安心こども基金（認定こども園整備事業））、市町村1/4補助  
国1/2補助（安心こども基金（幼稚園耐震化促進事業））

保育所：国1/2補助（安心こども基金（保育所緊急整備事業））、市町村1/4補助

### 幼稚園型認定こども園

#### 運営費

幼稚園：私学助成（一般補助：園児一人当たり 国 22,642円/年＋都道府県149,400円/年（交付税単価・標準団体規模））

保育所機能部分：国1/2補助（安心こども基金（認定こども園事業費））、県1/4・市町村1/4補助  
安心こども基金（認定こども園事業費）における単価（月額）：乳児（72,000円）、1・2歳児（39,000円）、3歳児（15,000円）、4歳以上児（12,000円）

#### 施設整備費

幼稚園：国1/3補助（条件を満たす場合 1/2補助）（私立学校施設整備費補助）  
国1/2補助（安心こども基金（幼稚園耐震化促進事業））

保育所機能部分：国1/2補助（安心こども基金（認定こども園整備事業））、市町村1/4補助

### 幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園

#### 運営費・施設整備費 → 施設型給付

○「施設型給付」は、利用者への個人給付であるが、施設が代理受領する仕組み。

○「施設型給付」の額は、施設が受け入れる子どもごとの学校教育・保育の必要性（教育のみ、教育＋（長・短））に対応した額の合計額であり、施設の運営費、減価消却費等の一定割合に相当する。

○「施設型給付」の単価は、定員規模別、地域別の価格設定など、受け入れる施設の状況に着目したものとなる予定。

※単価を含む給付の詳細については、内閣総理大臣（内閣府）が、関係大臣や関係者の意見を聴いた上で設定。

※緊急に対応する必要がある、施設の耐震化等に対する補助については、今後検討。

※現行の安心こども基金による財政支援の対象となるためには、原則1歳以上の子どもの受入れが必要（0歳→1歳に緩和（平成22年度から））。  
※保育所型認定こども園は、保育所の財政措置及び、幼稚園機能部分については、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分と原則同様の財政措置が行われる。  
地方裁量型認定こども園については、一部交付税措置されているが、国の事業・安心こども基金による財政措置なし。  
※安心こども基金は、保育所の施設整備費等にも充当

## 子ども・子育て支援法附則第9条について (学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付費の経過措置)

- 新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」を創設することとしているが、これまで別々の財政措置の下で運営されてきた状況に鑑み、従前の国・地方の負担状況からの円滑な移行が可能となるよう、学校教育のみを利用する子どもに係る施設型給付の支給の基準及び費用の負担等について、以下のとおり経過措置を設けることにしている。
- 学校教育のみを利用する子どもは、概ね現在の幼稚園利用児に相当し、これに対する施設型給付費については、現在の幼稚園に対する財政措置を移管する形で財源が確保されることになるが、
  - ① 現在の幼稚園に対する財政措置は私学助成と幼稚園就園奨励費補助の組み合わせで、その費用負担の実態は国が約2割、地方が約8割となっており、保育所の運営費と大きく異なること、
  - ② 私学助成は都道府県によって大きなばらつきがあり、新制度で全国一律の制度に統一することが実態上難しいこと  
から、円滑な移行が可能となるよう、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）との組み合わせによることにしている。
- 但し、その場合においても、次に示すとおり、全国统一費用部分と地方単独費用部分が施設型給付費として一体的に支給される仕組みを担保する。

## 学校教育のみを受ける子どもに係る施設型給付費の経過措置

- 施設型給付費の額は以下の i ) と ii ) の合計額とする。
  - i ) 現行の私学助成の国庫負担額等を勘案して国が設定した基準により算定した額  
(=全国統一費用部分)
    - ※ 費用負担は国:都道府県:市町村=2:1:1
  - ii ) 標準的な学校教育の提供のために「通常要する費用」と i ) の差額を参酌して市町村が定める額  
(=地方単独費用部分)
    - ※ この「通常要する費用」については、国が参考として示す予定。
  
- また、都道府県は、ii ) の費用に充てるため市町村に対して補助することができることとする。
  - ※ 国として、都道府県の補助・市町村の給付設定に係る地方財政措置の標準単価を示す予定。
  
- これにより、財源措置されている総額について、地方単独費用部分も含め、施設型給付として一体的に措置される仕組みを担保する。

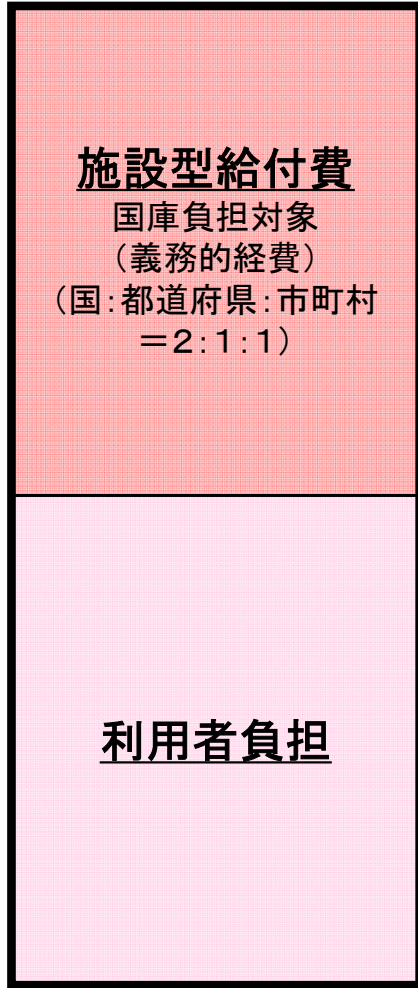


長時間・短時間利用及び  
標準時間利用(本則)

標準時間利用に関する当分の間の経過措置  
(附則)

都道府県  
による補助\*

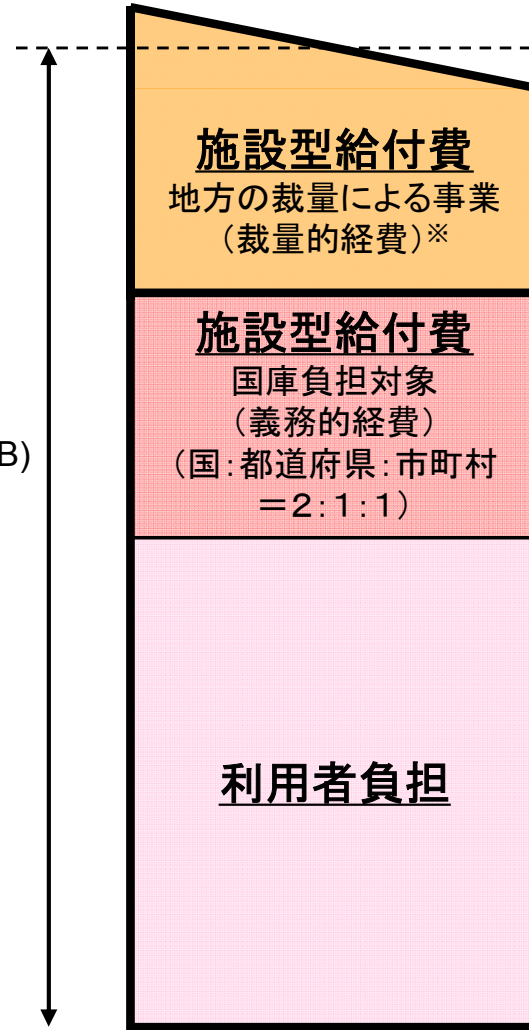
特定教育・保育  
に通常要する  
費用を勘案して  
定める費用の  
額(国基準)



標準的な  
利用者負担

特定教育・保育に  
通常要する費用(B)

標準的な  
利用者負担



地域の実情、(A)と(B)の  
差額等を参酌して市町村  
が定める額  
…地方単独費用部分

法施行前の私学助成等  
の水準、保護者負担、  
園の所在地域等を勘案  
した額(A)  
(国基準)

…全国統一費用部分

※都道府県による補助の割合  
(「地方の裁量による事業」部分  
に係る都道府県と市町村の負担  
割合)については、地方交付税  
措置の標準単価の検討と合わ  
せて今後検討。

【本則】

(子ども・子育て支援法27条、65～68条)

【当分の間の経過措置】

(子ども・子育て支援法附則9条)

# 参 考 资 料

# これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16～17年度

平成18～20年度

平成21～23年度

平成24年度

幼児教育の振興

次世代育成支援改革

**○中央教育審議会  
答申**

(平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)

**○中央教育審議会  
幼児教育部会と  
社会保障審議会  
児童部会の合同  
の検討会議**

(平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- ・加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

**○教育基本法の改  
正**

(平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定(保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保

**○学校教育法の  
改正**

(平成19年6月)

- ・子どもが最初に入学する学校として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

**○幼稚園教育要  
領の改訂**

(平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)

**○幼児教育の無償化  
について(中間報  
告)**

(平成21年5月)

- ・今後の幼児教育の振興方策に関する研究会
- ・幼児教育の無償化は、我が国にとって国家戦略上、喫緊の課題
- ・幼児教育の無償化(幼稚園と保育所に通園する3～5歳児の保護者負担の無償化)に要する追加公費は、7,900億円と推計

**○認定こども園制度の創設**

(平成18年10月)

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

**○認定こども園制度の在り方に関する検  
討会**

(平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施

**○社会保障審議会少子化対  
策特別部会の設置**

(平成19年12月～)

**○第1次報告**

(平成21年2月)

- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

**○これまでの議論の整理**

(平成21年12月)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

**○緊急経済対策**

(平成21年12月)

- ・幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める
- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

**○子ども・子育てビ  
ジョン**

(平成22年1月)

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。

**○子ども・  
子育て関  
連3法  
(※)  
成立**

(平成24年8月)

- ※子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法

## これまでの経緯

○平成24年3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）

3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出

### <政府案の主な内容>

- ・学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する「総合こども園」を創設する。
- ・総合こども園、幼稚園、保育所等に指定制を導入し、指定を受けた施設等に対して共通の給付を提供する。
- ・基礎自治体(市町村)が実施主体となって、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する。
- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化する。

6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書(自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者会合)

### <修正の主なポイント>

- ・「総合こども園」の創設に代えて、認定こども園制度を改善(「幼保連携型認定こども園」の認可・指導監督、財政措置の一本化等)を行う。  
新たな「幼保連携型認定こども園」については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。  
新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- ・指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、一定の要件を満たした上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

6月20、22日「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(議員立法)」(6/20国会提出)、「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」修正案(議員修正)(6/22国会提出)

6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決

8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立

8月22日 子ども・子育て関連3法を公布



# 認定こども園法の一部改正法の概要

**趣旨**： 幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

## 概要：

### (1) 目的規定の修正

- ◆ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。

### (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- ◆ 認定の手續（認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定）、教育及び保育の内容

### (3) 幼保連携型認定こども園の認可等

- ◆ 幼保連携型認定こども園の定義  
（教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設）
- ◆ 教育及び保育の目標及び内容（幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定等）、入園資格
- ◆ 設置者（国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人）
- ◆ 設備及び運営の基準（国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める）
- ◆ 幼保連携型認定こども園に置く職員（園長、保育教諭等）
- ◆ 職員の資格（保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等）
- ◆ 設置廃止等の手續（認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可）、指導監督
- ◆ 名称の使用制限、罰則 等

### (4) その他

- ◆ 主務大臣、検討規定（幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討等）、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等

**施行日**： 子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手續き等の準備行為は公布の日から施行）

# 子ども・子育て支援法の概要

**趣旨：** 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

**概要：**

## (1) 総則

- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定 【第1条～第7条】

## (2) 子ども・子育て支援給付

- ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。） 【第8条～第10条】
- ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担） 【第11条～第30条】

## (3) 給付対象施設・事業者（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭的保育・小規模保育等）

- ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
- ◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請 【第42条、第54条】
- ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等 【第58条】

## (4) 地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診 等 【第59条】

## (5) 子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 【第60条～第64条】

## (6) 費用等

- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)

## (7) 子ども・子育て会議等

- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務等 【第72条～第77条】

## (8) 雑則 【第78条～第82条】

## (9) 罰則 【第83条～第87条】

## (10) 附則

- ◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払 等 【附則第2条、第3条、第6条】

**施行日：** 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行 【附則第1条】



**趣旨**：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定を整備する。

**概要**：

(1) 児童福祉法の一部改正

① 児童福祉法第24条の改正

- ◆ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
- ◆ 小規模保育等の提供体制の確保義務
- ◆ 利用のあっせん、要請
- ◆ 待機児童がいる市町村が利用調整 ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
- ◆ 虐待等の入所の措置（あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加）

② 保育所の認可制度の改正

- ◆ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
  - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
  - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

③ 小規模保育等の認可を規定

- ◆ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定（規定内容は保育所の認可と同様）

④ 放課後児童健全育成事業の改正

- ◆ 対象年齢の見直し（おおむね10歳未満の小学生→小学生）
- ◆ 基準の法定（具体的基準は条例制定、人的要件（従事する者・員数）は従うべき基準） 等

(2) 内閣府設置法の一部改正

- ① 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加
- ② 子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置

**施行日**：子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）

# 修正協議を踏まえ法律に盛り込まれた検討事項

## ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(抄)

附則

(検討)

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ○子ども・子育て支援法(抄)

附則

(検討)

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、前各項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

\* 下線部分が修正協議を踏まえ追加された規定

## 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議(平成24年6月26日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心子ども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定子ども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1/1)

## 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における附帯決議(平成24年8月10日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

(1/3)

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。
- 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
- 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。
- 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

(3/3)



## 社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)(子育て関連部分)

- ① 認定こども園法の一部改正法案を提出し、以下を措置する。
  - 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。
  - 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。
  - 新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- ② 子ども・子育て支援法案については、以下のように修正する。
  - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)創設し、市町村の確認を得たこれらの施設・事業について財政支援を行う。
  - ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。
  - 保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入する。
  - この他、市町村が利用者支援を実施する事業を明記するなどの修正を行う。
  - 指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入する(児童福祉法の改正)。  
その中で、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。  
その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
  - 地域需要を確実に反映するため、認可を行う都道府県は、実施主体である市町村への協議を行うこととする。
  - 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする。
- ③ 関係整備法案については、児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととするなどの修正を行う。
- ④ 上記の修正にあわせて、内閣府において子ども・子育て支援法及び改正後の認定こども園法を所掌する体制を整備することなど所要の規定の整備を行う。

- ⑤ その他、法案の附則に所要の検討事項を盛り込む。
- 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
  - 政府は、質の高い教育・保育の提供のため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童クラブ指導員等の処遇の改善のための施策の在り方並びに潜在保育士の復職支援など人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
  - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源確保に努めるものとする。
  - 政府は、この法律の施行後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
  - 政府は、次世代育成支援対策推進法の平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

# 【認定こども園法の一部改正のポイント】

- 認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。
- 認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせるための修正を行う(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。)
- また、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。

## 〈認定こども園法の一部改正〉

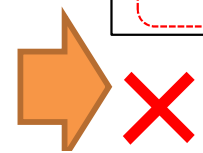
### 〈現行の認定こども園法〉

- (1) 総則  
(目的、定義)
- (2) 認定こども園に関する認定手続き等  
(教育・保育等を総合的に提供する施設の認定等、認定の申請、認定の有効期間等)  
※幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型
- (3) 認定こども園に関する特例
- (4) 罰則



### 〈参考：総合こども園法(政府案)〉

- (1) 総則 (目的、定義)
- (2) 総合こども園の教育及び保育の目標等  
・教育及び保育の目標及び内容、入園資格 等
- (3) 総合こども園の設置等  
・設置者：国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人  
・区分経理・配当制限  
・設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督 等
- (4) 雑則 (5) 罰則 (6) 附則



- (1) 認定こども園法の目的規定の改正  
・幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実  
・認定の**手続、教育及び保育の内容**  
※幼稚園型、保育所型、地方裁量型は、現行通り。  
※認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。
- (3) 幼保連携型認定こども園の認可等  
・幼保連携型認定こども園の**定義、**  
・教育及び保育の**目標及び内容、入園資格**  
・設置者：**国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人**  
・設備及び運営の**基準、職員の資格、設置廃止等の手続、指導監督、名称の使用制限、罰則 等**  
※既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない  
※認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- (4) その他  
・主務大臣、検討規定、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等  
・附則に次の検討事項を盛り込む。  
・**幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討。**  
・制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。

【子ども・子育て支援法の議員修正ポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設し、給付・事業に対する共通の財政支援の仕組みを作る。
- 上記を前提に、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設、②指定制に代えて、市町村の確認を得た認可施設等を対象に給付、③市町村が利用者支援を実施する事業を明記、④保育士等の処遇改善・行政組織の在り方・安定財源の確保・次世代育成支援対策推進法の延長についての検討規定を盛り込むための修正を行う。

〈政府案〉

〈修正後〉

- (1) 子ども・子育て支援給付
- ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
  - ② 子どものための教育・保育給付
    - ・ 支給認定
    - ・ こども園給付  
こども園(総合こども園、幼稚園、乳児保育所、届出保育施設(基準を満たした認可外保育施設))を通じた共通の給付
    - ・ 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- (2) 給付対象施設・事業者(指定制)
- ・ 市町村の指定を受けた施設・事業者を対象に給付を行う。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業
- (4) 子ども・子育て支援事業計画
- (5) 費用等
- (6) 子ども・子育て会議等
- (7) その他
- ・ 制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に 見直しを検討。



- (1) 子ども・子育て支援給付
- ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
  - ② 子どものための教育・保育給付
    - ・ 支給認定
    - ・ 施設型給付  
認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付  
※ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を行うことに基づく措置として、私立保育所については現行どおり、市町村が委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。
    - ・ 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- (2) 給付対象施設・事業者
- ・ 市町村の確認を得た認可施設・事業者を対象に給付を行う。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業
- ・ 市町村が利用者支援を実施する事業を明記。
- (4) } 修正なし
- (5) }
- (6) 地方の子ども・子育て会議の設置を努力義務化
- (7) 附則に次の検討事項を追加。
- ・ 幼稚園教諭、保育士等の処遇改善や人材確保の検討
  - ・ 法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方を検討
  - ・ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため安定財源確保
  - ・ 次世代育成支援対策推進法の延長の検討



- 関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととする、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備などを行うための修正を行う。

〈政府案〉

〈修正後〉

- (1) 認定こども園法の廃止
- (2) 児童福祉法の一部改正
- ① 各事業の定義の明記
- ・ 保育所は満3歳未満児を保育する施設
  - ※満3歳以上を保育する保育所は総合こども園に移行
- ② 児童福祉法第24条の改正
- ・ 市町村の保育の提供体制の確保義務
  - ・ 利用のあっせん・要請
  - ・ 待機児童がいる市町村が利用調整
  - ・ 虐待等の入所の措置
- 等
- ③ 保育所の認可
- ④ 小規模保育等の届出
- (3) 内閣府設置法の改正
- ・ 総合こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
- (4) その他所要の改正



- (1) 認定こども園法の廃止規定の削除
- (2) 児童福祉法の一部改正
- ① 各事業の定義の明記
- ・ 保育所は乳児・幼児(0～5歳児)を保育する施設
- ② 児童福祉法第24条の改正
- ・ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う(現行どおり)
  - ・ 小規模保育等の提供体制の確保義務
  - ・ 利用のあっせん、要請
  - ・ 待機児童がいる市町村が利用調整
  - ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
  - ・ 虐待等の入所の措置(あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加)
- ③ 保育所の認可制度の改正
- ・ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
  - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
  - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- ④ 小規模保育等の認可を規定
- ・ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定
  - (規定内容は保育所の認可と同様)
- (3) 内閣府設置法の改正
- ・ 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
- (4) その他所要の改正